

# 認定こども園ししのご幼稚園 令和3年度重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があらたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	学校法人知勇学園
所在地	都城市上水流町1758番地
電話番号	0986-36-0646
代表者氏名	理事長 佐土原正次

## 2 利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	ししのご幼稚園
施設の所在地	都城市上水流町1758番地
連絡先	電話番号0986-36-0646 FAX0986-36-0646
管理者	理事長 佐土原正次
対象児童	学校教育法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	1号定員 : 45名 2号定員 : 37名 3号定員 : 33名 計 115名
開設年月日	平成27年4月1日
事業所番号	

## 3 サービスの目的・運営方針

認定こども園ししのご幼稚園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	6,660.0m <sup>2</sup>
	園庭	1,977.0m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造、木造
	延べ面積	939.04m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ2組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	ひよこ1組(1歳児クラス)
保育室	1室	りす組(2歳児、満3歳児クラス)
保育室	4室	うさぎ組(3歳児クラス)が2室使用。 くま組(4歳児クラス)は1室。 らいおん組(5歳児クラス)は1室。
遊戯室(ホール)	1室	別棟
調理室	1室	
園長室	1室	保健室を兼ねる
職員室	1室	

#### 5 職員の設置状況(令和3年4月1日時点)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主任保育教諭	1	1		育休取得中
保育士等	20	17	3	内1名、主任代理 内2名、育休取得中
一時預かり専任	2	1	1	
看護師(子育て支援員)	1		1	
栄養士	1		1	調理員を兼ねる
調理員	4	1	3	内1名、育休取得中
用務員	1		1	
事務	1		1	

当園では、「都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長・副園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～18：00の内8時間）※
保育士等	正規の勤務時間帯（7：00～18：00の内8時間）※
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～13：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（9：30～15：00）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～16：00）

※ ローテーションにより、各保育士等の勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

### (1) 1号認定子ども

#### ア 学期

- ① 1学期 4月5日から7月21日
- ② 2学期 9月1日から12月24日
- ③ 3学期 1月11日から3月24日

#### イ 休園日

- ① 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 夏休み 7月22日から8月31日
- ③ 冬休み 12月25日から1月10日
- ④ 春休み 3月25日から3月31日
- ⑤ その他園長が必要と認めた日

### (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

月曜日から土曜日まで。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）また、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 教育標準時間認定（1号）に係る教育・保育時間

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、10時から14時となります。ただし、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時半までの範囲内で、時間外保育(預かり保育、延長保育)を提供します。

### (2) 保育標準時間認定（2・3号標準）に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実

際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時半までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

### (3)保育短時間認定(2・3号短時間)に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時半までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 特色

スイミング教室、書道教室、硬筆教室、英会話教室、体操教室、音楽リズム、他。

### (3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します(ただし、別途利用者負担有)。

### (4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前間食	昼食	午後間食	備考
1歳児	9時50分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時50分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は別途毎月お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他(一時預かり、延長保育)

当園は、1号認定子どものための「一時預かり事業」と非在園児のための「一時預かり事業」、在園児のための「延長保育事業」を実施しています。非在園児のための一時預かりについては、年齢別で利用料金設定をしています。1歳・2歳児は1日2000円(内、給食代200円 おやつ代50円)、3・4・5歳児は1日1500円(内、給食代200円 おやつ代50円)です。1号認定の一時預かりと延長保育の利用料金は、**別表**に記載しています。

## 9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**に掲げる費用をご負担いただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

- ア 本園への入園を希望する1号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込を園長に提出するものとします。
- イ 1号認定子どもの申し込みのあった園児の数が利用定員を超える場合には、申込順により選考を行うものとします。
- ウ 2号・3号認定子どもについては、市町村が定めた選考方法により選考を行い、市町村による利用のあっせんがあった場合には、これに応じるものとします。

(2) 退園

- ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の14日前までに園長へ退園届を提出してください。
- イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、利用児童を退園させることができます。
  - ・保護者から退園届が提出されたとき
  - ・2号・3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

保護者の転居その他の事由により、他の施設への転園を希望する保護者は、希望月の2か月前の20日までに転園届をしてください。

(4) 休園

1号認定こどもが利用期間の途中で休園を希望する場合、その保護者は、休園希望月の14日前までに園長へ休園届を提出する。

(5) 卒園

当園は、利用児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

### 1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	仮屋医院
医 院 長 名	仮屋純人
所 在 地	都城市上水流町2348番地
電 話 番 号	0986 - 36 - 0521

(2) 歯科

医療機関の名称	是枝歯科
医 院 長 名	是枝正彦
所 在 地	都城市上水流町1113 - 15
電 話 番 号	0986 - 36 - 2260

### 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者が指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。(園には別紙にてご報告いただき、保護者の皆様は下記にご記入いただき届出の控えとしてください。)

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

### 1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

要望・苦情等 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 黒木まりこ（主任代理）</li> <li>・ご利用時間 9：00～ 18：00</li> <li>・電話番号 0986-36-0646</li> <li>F A X 0986-36-0646</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、他の職員にお申し出ください。</p>
苦情等解決責任者	佐土原正次（園長）

### 1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 (有)      ・誘導灯 (有)</li> <li>・ガス漏れ報知機 (有)      ・非常警報装置 (有)</li> <li>・非常用電源 (有)      ・カメラ (有)</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人スポーツ災害共済保険
保険の内容	負傷、疾病、障害または死亡が発生した時
保険金額	<p>医療費 療養費の額の 4/10</p> <p>障害見舞金 4,000 万円～88 万円</p> <p>死亡見舞金 3,000 万円</p>

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度のしおり」を御確認ください。

### 1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容, 負担を求める理由及び目的	金 額
2号認定に係る費用	給食主食費として	月額 700円
	給食副食費(おかず・おやつ)として	月額 4,500円
1号認定に係る費用	給食主食費として	月額 700円
	給食副食費(おかず)として	月額 3,300円
	平日一時預かり保育	月額 4,000円 (内、おやつ代 50円×利用日数)
	平日一時預かり保育	1日 400円 (内、おやつ代 50円)
	土曜日一時預かり保育	1日 1,000円 (内、おやつ代 50円) (希望者は別途給食代 200円)
スイミング教室代	3歳児以上	1回 400円
園バス送迎代	原則、3歳児以上	月額 3,000円 片道 2,000円
英会話教室代	3歳児以上	1回 150円
アルバム積立金	アルバム作成に伴う費用	月額 400円
振替手数料	銀行口座振替手数料(保育料)	月額 110円
絵本代	年齢に応じた絵本教育のため	未満児組: 380円 年少組: 410円 年中・年長組: 420円
スポーツ教室代	年齢別の教育(年長組: 1時間) 年中・年少組: (30分)	年長組: 400円 年中組・年少組: 300円

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては、以下の通り。

○ 1号認定の時間外保育(預かり保育)について

預かり保育時間は、14:00～18:00までの保育をいう。

※その際、月の保育料(平日分)が1人4,000円とする。

※午前7:00～8:00までに登園すると、時間外保育として1回



500円の料金が発生する。

※また、18:00を過ぎると時間外料金となり、1回500円とする。

※土曜日保育は料金が1日1,000円(内おやつ代50円)とする。

※1日間だけの預かり保育は、1日400円(内おやつ代50円)とする。

※夏季保育料は5,000円(7・8月合計)、

冬季保育料は3,000円(12・1月合計)、

春季保育料は3,000円(3・4月合計)とする。

※卒園式後、春季保育開始までは1日500円(おやつ代50円込み)で卒園後預かりを実施する。

#### ○2号認定・3号認定の標準時間と短時間について

標準時間保育は、午前7:00～18:00までの11時間とする。

土曜保育も同じとする。

※18:00を過ぎると時間外の料金(1回500円)が発生する。

短時間保育は、午前8:00～16:00までの8時間とする。

土曜保育も同じとする。

※上記以外の時間で保育を行った場合は、時間外保育となり、

1回500円の時間外料金が発生する。

#### 3 特定負担金について

i) 入園時、年少組(3歳)以上の園児は、研修充実費として1人5,000円を徴収致します。

ii) 毎月、全園児は、環境維持・充実のための費用を1世帯1,000円徴収致します。

※ i)の支払いを受けた場合は、領収書を発行する。

※ ii)は毎月の保育料等の引落時に一緒に引落を行う。